

## 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の支給について

表記の件について、別紙介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書と本通知にて説明致します。

疑問点等ありましたら、施設長に遠慮なくお聞き下さい。

## 1. これまでの処遇改善の経過について

時期	内容	改善相当額
2009年4月	介護報酬改定（+3.0%）介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策	月額平均0.9万円相当の改善
2009年10月	2009年度補正予算にて、介護職員処遇改善交付金を措置（キャリアパス要件実施）	月額平均1.5万円相当の改善
2012年4月	介護報酬改定（+1.2%）介護職員処遇改善交付金を処遇改善加算として組み込み	月額平均0.6万円相当の改善
2014年4月	介護報酬改定（+0.63%） 消費税8%引き上げに伴う措置	
2015年4月	介護報酬改定（▲2.27%） 処遇改善加算の拡充	月額平均1.3万円相当の改善
2017年4月	介護報酬改定（臨時+1.14%） キャリアパスと昇給の連動を評価	月額平均1.4万円相当の改善
2018年4月	介護報酬改定（+0.54%） 処遇改善の施策はなし	
2019年10月	介護報酬改定（+0.39%）消費税10%引き上げに伴う措置・特定処遇改善加算の創設。 公費1000億円投入	介護福祉士勤続10年で月額平均8万円相当の改善

## 2. 介護職員等特定処遇改善加算の概要（厚労省資料より抜粋）

## 【算定のポイント】

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること。
- ・ 職場環境等の要件①資質の向上、②労働環境処遇の改善、③その他、①～③において、各1つ以上の取り組みを実施すること。
- ・ 加算取得状況、処遇改善の取り組みをHP等で公開すること。

## 【配分のポイント】

- ・ 特定処遇改善加算は、（Ⅰ）（Ⅱ）の2区分ある。（加算率が異なる）
- ・ 配分対象者は介護職員特定処遇改善加算を算定できる事業所の職員。
- ・ 配分対象者を経験・技能のある介護職員（A）、他の介護職員（B）、その

他の職種（C）の3グループに分ける。

- ・配分金額は各グループの平均で2：1：0.5にしなければならない。
- ・配分パターンは3パターンから法人が選択できる。

（Aのみ、A+Bのみ、A～C全て）

- ・介護職員処遇改善加算とは別で考える。
- ・勤続10年以上の考え方については、法人の裁量で設定できる。
- ・その他の職種（C）で年収440万円以上の者は支給対象外。

### 3. 淳風会のこれまでの対応

#### 【これまでに実施してきた主な改善内容】

##### ①待遇改善の費用

正職員	基本給（職能給）5,000円増額 資格手当（介護福祉士以外）1,000円増額 （介護福祉士）7,000円増額 夜勤手当 5,000円増額 （1回目：1,000円増額 2回目：4,000円増額） 役職手当（チーフ）10,000円増額 （主任）4,000円増額 年末年始 2,000円増額
契約職員	時給 100円増額 有資格者（介護福祉士）時給 50円増額 6:00～8:00 勤務 時給 100円増額 18:00～20:00 勤務 時給 100円増額 日曜・祝日勤務 時給 50円増額 夜勤勤務者 5:00～6:00 勤務 時給 100円増額 20:00～22:00 勤務 時給 100円増額 夜勤手当 5,000円増額 年末年始 2,200円増額

##### ②職場環境改善への取り組みの費用

資質の向上として研修の受講 やキャリア段位制度と人事考 課との連動	平成27年度 904,362円
	平成28年度 967,652円
	平成29年度 880,586円
	平成30年度 822,750円
	平成31年度 1,045,037円
福祉・介護職員の腰痛対策を 含む負担軽減のための介護ロ ボットやリフト等の介護機器 等の導入	平成27年度 なし
	平成28年度 2,501,998円
	平成29年度 172,141円
	平成30年度 1,767,828円
	平成31年度 3,530,967円

・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	平成 27 年度	26,925 円
	平成 28 年度	49,442 円
	平成 29 年度	59,834 円
	平成 30 年度	31,797 円
	平成 31 年度	14,844 円

4. 淳風会における令和 2 年度介護職員処遇改善加算の見込額

- ・ 87,947,964 円（詳細は別紙介護職員処遇改善計画書参照）

5. 淳風会における令和 2 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額

- ・ 27,666,648 円（詳細は別紙介護職員等特定処遇改善計画書参照）

6. 令和 2 年度介護職員処遇改善加算における賃金改善の具体的な取組内容

- ・ 正職員は基本給（職能給）5,000 円底上げ、資格手当 8,000 円増額、夜勤手当 5,000 円増額、役職手当（チーフ）10,000 円増額（主任）4,000 円増額、年末年始手当 2,000 増額。
- ・ 契約職員は時給 100 円増額、有資格者（介護福祉士）に時給 50 円増額、6:00～8:00/18:00～20:00 勤務者に時給 100 円増額、日曜/祝日勤務者に時給 50 円増額、年末年始手当 2,200 円増額。更に、夜勤勤務者の 5:00～6:00/20:00～22:00 の時給 100 円増額、夜勤手当 5,000 円増額。
- ・ 業績により変動が生じた場合、期末に常勤換算に応じた一時金（賞与）を支給する事がある。

（詳細は別紙介護職員処遇改善計画書参照）

7. 令和 2 年度介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善の具体的な取組内容

- ・ 期末に常勤換算に応じた一時金（賞与）を支給する。  
配分方法・支給予定金額以下の通り。
  - ①勤続 10 年以上の考え方については、他法人での経験も含む。  
但し、介護に従事した期間のみとする。相談援助職や事務職の期間は含まない。（介護に従事したとは、介護職員や看護助手などをさす。）  
また、産休・育休・休職期間も含まない。
  - ②経験・技能のある介護職員（A）グループの基準については、以下のいずれかに該当する者とする。
    - 1：業界経験 10 年の介護福祉士有資格者である介護職員
    - 2：育成等級Ⅲ級以上である介護職員
  - ③支給パターンは経験・技能のある介護職員（A）と他の介護職員（B）とその他の職種（C）とする。
  - ④契約職員に対しても常勤加算に応じた金額にて支給する。

⑤支給予定金額（常勤換算 1.0 の場合）

経験・技能のある介護職員（A） 231,096 円（月額換算 19,258 円）

他の介護職員（B） 115,548 円（月額換算 9,629 円）

その他の職種（C） 57,768 円（月額換算 4,814 円）

（詳細は別紙介護職員等特定処遇改善計画書参照）

7. 注意事項

- ・金額は予定です。

加算見込額も予測で算出している為、実際の収入額により影響されます。

また、配分人数が変われば金額も変動します。

あくまで予測ですので、金額は目安として下さい。

支給時にはきちんと計算し、振込みまでには決定金額をお伝えします。

## 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 2 年度)

## 1 基本情報&lt;共通&gt;

フリガナ	シヤカイフクシホウジンジエンブウカイ				
法人名	社会福祉法人淳風会				
法人所在地	〒	531-0075			
	大阪市北区大淀南2-5-20				
フリガナ	スミデ ノブオ				
書類作成担当者	角出 信雄				
連絡先	電話番号	06-6450-1121	FAX番号	06-6450-1130	E-mail keiri@junpu-kai.or.jp

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

## 2 賃金改善計画について&lt;共通&gt;

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

## (1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 2 年度介護職員処遇改善加算の見込額	88,470,732	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回る)	89,000,000	円
i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	539,243,693	円
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	450,243,693	円
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	546,676,211	円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	89,870,309	円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	6,562,209	円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額		円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月	～ 令和 3 年 3 月

## 【記入上の注意】

- (1)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及びii) (ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- (1)④ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- (1)④ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分				
② 介護職員処遇改善加算の取得状況				
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の算定状況	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり			
④ 特定加算の算定対象月				
⑤ 令和 2 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)	27,666,648	円		
⑥ 賃金改善の見込額(i - ii) (右欄の額は⑤欄の額を上回ること)	28,000,000	円		
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	586,036,114	円		
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	558,036,114	円		
(ア)前年度の賃金の総額	654,468,632	円		
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	89,870,309	円		
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額	6,562,209	円		
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額		円		
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	269,980,645 円	265,173,524 円	119,314,463 円	
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	790.0 人	979.7 人	427.2 人	
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	72.1 人	77.9 人	34.7 人	
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	341,748 円	270,668 円	279,294 円	
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	<input type="radio"/> (A)のみ実施 ( 27,667,366 円 )	31,978 円 ( 27,667,366 円 )		
	<input type="radio"/> (A)及び(B)を実施 ( 27,667,441 円 )	20,762 円 ( 17,963,282 円 )	10,381 円 ( 9,704,159 円 )	
	<input checked="" type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 ( 27,667,760 円 )	19,258 円 ( 16,662,022 円 )	9,629 円 ( 9,001,189 円 )	4,814 円 ( 2,004,550 円 )
	<input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 ( 0 円 )			
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 人(見込)				
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)				
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他( )				
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 2 年 4 月	～ 令和 3 年 3 月	( 12 か月 )	

【記入上の注意】

- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及びii) (ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- (2)⑥ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑥ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- (2)⑦ i) (エ)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合には、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2)⑦ iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)
	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )
	(賃金改善に関する規定内容)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正職員は基本給(職能給)5,000円底上げ、資格手当8,000円増額、夜勤手当5,000円増額、役職手当(チーフ)10,000円増額(主任)4,000円増額、年末年始手当2,000円増額を行っている。</li> <li>・契約職員は時給100円増額、有資格者(介護福祉士)に時給50円増額、6:00～8:00/18:00～20:00勤務者に時給100円増額、日曜/祝日勤務者に時給50円増額、年末年始手当2,200円増額した。更に、夜勤勤務者の5:00～6:00/20:00～22:00の時給100円増額、夜勤手当5,000円増額した。</li> <li>・業績により変動が生じた場合、期末に常勤換算に応じた一時金(賞与)を支給する事がある。</li> </ul>
※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
(上記取組の開始時期)	平成 31 年 1 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

ロ 介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	介護福祉士有資格者かつ介護従事経験10年の者又は育成等級(法人内の等級:職能・キャリア段位のようなもの)Ⅲ級以上の者
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)
	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )
	(賃金改善に関する規定内容)
	期末に常勤換算に応じた一時金(賞与)を支給する。
※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
(上記取組の開始時期)	令和 2 年 3 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ ii)(エ)又は(2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

### 3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

<b>キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハマまでのすべての基準を満たす。</b>		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。		

<b>キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。</b>		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
	イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること 別紙添付書類の通り、年度計画を立案し、職員会議にて実施している。
		<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること 希望者が介護福祉士修学資金貸付制度を利用出来るように法人が連帯保証人となっている。
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。		

<b>キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。</b>		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
		<input type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
		<input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。		

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。



#### 4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

##### 【処遇改善加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、全体で**必ず1つ以上**にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

##### 【特定加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず**全て**にチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、**それぞれ1つ以上の取組を行う**こと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

分類	内容
資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)
	<input type="checkbox"/> その他:
労働環境・処遇の改善	<input checked="" type="checkbox"/> 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	<input type="checkbox"/> ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	<input type="checkbox"/> 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	
	<input type="checkbox"/> その他:
その他	<input type="checkbox"/> 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	<input type="checkbox"/> 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	<input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	<input checked="" type="checkbox"/> 非正規職員から正規職員への転換
	<input type="checkbox"/> 職員の増員による業務負担の軽減
	<input type="checkbox"/> その他:

#### 5 見える化要件について<特定加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載	/	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他( )	/	<input type="checkbox"/> 予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件IIの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 2 年 4 月 14 日

法人名 社会福祉法人淳風会

代表者 職名 理事長

氏名 西村良廣

別紙様式2-2 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人淳風会
-----	-----------

介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	88,470,732
------------------------	------------

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位あ たりの単 価[円](b)	(1)介護職員処遇改善加算					介護職員処遇 改善加算の見 込額 (a×b×c×d) [円]
		都道府県	市区町村					新規・継続の 別	①		②	③	
									算定する 介護職員 処遇改善 加算の区 分	加 算 率 ( c )			
12774101345	大阪市	大阪府	大阪市北区	デイサービスセンター淳風おおさか	通所介護	604,401	10.72	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	4,587,252	
22774101345	大阪市	大阪府	大阪市北区	デイサービスセンター淳風おおさか	通所型サービス(独自)	26,853	10.72	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	203,808	
32774101337	大阪市	大阪府	大阪市北区	特別養護老人ホーム淳風おおさか	(介護予防)短期入所生活介護	156,645	10.88	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,697,472	
42774101337	大阪市	大阪府	大阪市北区	特別養護老人ホーム淳風おおさか	介護老人福祉施設	1,917,545	10.72	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	20,473,848	
52770300883	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル淳風	訪問介護	529,471	10.84	継続	加算Ⅰ	13.70%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	9,435,672	
62770300883	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル淳風	訪問型サービス(独自)	79,302	10.84	継続	加算Ⅰ	13.70%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,413,228	
72770303531	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グリーンヒル淳風デイサービス	地域密着型通所介護	182,705	10.54	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,363,404	
82770303531	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グリーンヒル淳風デイサービス	通所型サービス(独自)	4,075	10.54	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	30,396	
92774000851	豊中市	大阪府	豊中市	特別養護老人ホーム淳風とよなか	介護老人福祉施設	1,606,954	10.54	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	16,869,540	
102774000851	豊中市	大阪府	豊中市	特別養護老人ホーム淳風とよなか	(介護予防)短期入所生活介護	177,680	10.66	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,886,484	
112774001081	豊中市	大阪府	豊中市	淳風とよなかデイサービスセンター	通所介護	567,935	10.54	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	4,238,100	
122774001081	豊中市	大阪府	豊中市	淳風とよなかデイサービスセンター	通所型サービス(独自)	11,731	10.54	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	87,528	
132774003590	豊中市	大阪府	豊中市	訪問介護サービス淳風とよなか	訪問介護	427,220	10.84	継続	加算Ⅰ	13.70%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	7,613,472	
142774003590	豊中市	大阪府	豊中市	訪問介護サービス淳風とよなか	訪問型サービス(独自)	99,332	10.84	継続	加算Ⅰ	13.70%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,770,192	
152794000493	豊中市	大阪府	豊中市	小規模多機能ホーム淳風きたじょう	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	217,317	10.66	継続	加算Ⅰ	10.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	2,835,516	
162794000576	豊中市	大阪府	豊中市	小規模多機能ホーム淳風ふたば	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	223,260	10.66	継続	加算Ⅰ	10.20%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	2,913,060	
172794000873	豊中市	大阪府	豊中市	地域密着型特別養護老人ホーム淳風とよなか	地域密着型介護老人福祉施設	918,874	10.54	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	9,646,188	
182774008789	豊中市	大阪府	豊中市	ユニット型淳風とよなかショートステイ	(介護予防)短期入所生活介護	132,385	10.66	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	1,405,572	
19											令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)		
20											令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)		

法人名	社会福祉法人淳風会
-----	-----------

介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	27,666,648
---------------------------	------------

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	(2)介護職員等特定処遇改善加算					介護職員等 特定処遇改善額 (a×b×e×f) [円]			
		都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	① 算定する介護 職員等特定 処遇改善加 算の区分	加 算 率 ( e )	③ 介護福祉士配置等要件	④			⑤	
												算定対象月(f)				
12774101345	大阪市	大阪府	大阪市北区	デイサービスセンター淳風おおさか	通所介護	604,401	10.72	区分変更	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	933,000			
22774101345	大阪市	大阪府	大阪市北区	デイサービスセンター淳風おおさか	通所型サービス(独自)	26,853	10.72	区分変更	特定加算Ⅰ	1.2%		令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	41,448			
32774101337	大阪市	大阪府	大阪市北区	特別養護老人ホーム淳風おおさか	(介護予防)短期入所生活介護	156,645	10.88	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	552,192			
42774101337	大阪市	大阪府	大阪市北区	特別養護老人ホーム淳風おおさか	介護老人福祉施設	1,917,545	10.72	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	6,660,168			
527703000883	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル淳風	訪問介護	529,471	10.84	継続	特定加算Ⅰ	6.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	4,339,032			
627703000883	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	訪問介護サービスグリーンヒル淳風	訪問型サービス(独自)	79,302	10.84	継続	特定加算Ⅰ	6.3%		令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	649,872			
727703003531	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グリーンヒル淳風デイサービス	地域密着型通所介護	182,705	10.54	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	277,296			
827703003531	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グリーンヒル淳風デイサービス	通所型サービス(独自)	4,075	10.54	継続	特定加算Ⅰ	1.2%		令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	6,180			
927740000851	豊中市	大阪府	豊中市	特別養護老人ホーム淳風とよなか	介護老人福祉施設	1,606,954	10.54	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	5,487,672			
1027740000851	豊中市	大阪府	豊中市	特別養護老人ホーム淳風とよなか	(介護予防)短期入所生活介護	177,680	10.66	継続	特定加算Ⅱ	2.3%		令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	522,756			
1127740001081	豊中市	大阪府	豊中市	淳風とよなかデイサービスセンター	通所介護	567,935	10.54	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	861,984			
1227740001081	豊中市	大阪府	豊中市	淳風とよなかデイサービスセンター	通所型サービス(独自)	11,731	10.54	継続	特定加算Ⅰ	1.2%		令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	17,796			
1327740003590	豊中市	大阪府	豊中市	訪問介護サービス淳風とよなか	訪問介護	427,220	10.84	継続	特定加算Ⅱ	4.2%		令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	2,334,048			
1427740003590	豊中市	大阪府	豊中市	訪問介護サービス淳風とよなか	訪問型サービス(独自)	99,332	10.84	継続	特定加算Ⅱ	4.2%		令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	542,688			
152794000493	豊中市	大阪府	豊中市	小規模多機能ホーム淳風きたじょう	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	217,317	10.66	継続	特定加算Ⅰ	1.5%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	416,988			
162794000576	豊中市	大阪府	豊中市	小規模多機能ホーム淳風ふたば	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	223,260	10.66	継続	特定加算Ⅰ	1.5%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	428,388			
172794000873	豊中市	大阪府	豊中市	地域密着型特別養護老人ホーム淳風とよなか	地域密着型介護老人福祉施設	918,874	10.54	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	3,137,916			
1827740008789	豊中市	大阪府	豊中市	ユニット型淳風とよなかショートステイ	(介護予防)短期入所生活介護	132,385	10.66	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	令和2年4月～令和3年3月(12ヶ月)	457,224			
19												令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)				
20												令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)				